

電子署名規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公文書を電磁的記録により施行するために行う電子署名について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書、電磁的記録 公文書等の管理に関する条例（令和元年条例第10号）第2条第3項に定めるところによる。
- (2) 本庁 行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）第2章に規定する本庁をいう。
- (3) 地方機関 行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）第4章に規定する地方機関をいう。
- (4) 電子署名 次に掲げるものをいう。
 - ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
 - イ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の4第2項に掲げる基準に適合する電子署名
 - ウ その他、電子文書等の発行元の組織等を示す目的で行われる電子署名
- (5) 署名符号 電子署名を実施するために用いる符号をいう。
- (6) 署名検証符号 署名符号と対応する符号であって、電子署名が当該署名符号により行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。
- (7) 電子証明書 署名符号が本県の職又は職員に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。
- (8) 電子署名カード 署名符号及び電子証明書を格納したカード（電磁的方式による記録に係る記録媒体をいう。）をいう。
- (9) 暗証番号 電子署名カードを使用するために必要な符号をいう。
- (10) 立会人型電子契約サービス 兵庫県及び契約の相手方の指示に基づき、電磁的記録に電子署名を行うサービスをいう。
- (11) 立会人型電子契約サービス提供事業者 立会人型電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (12) 確認同意 立会人型電子契約サービスにより電子署名がされる電磁的記録が真正なものであると確認の上、立会人型電子契約サービス提供事業者が当該電磁的記録に電子署名を行うことに同意し、立会人型電子契約サービス提供事業者に電子署名の実施を指示することをいう。

(電子署名の方法)

第3条 電子署名カードを用いた電子署名（以下「カード型電子署名」という。）は、地

方公共団体における組織認証基盤（地方公共団体が住民等、国又は地方公共団体の間で交換する電磁的記録が真正なものであることを認証するための基盤をいう。）の兵庫県登録分局が発行する職に係る電子署名カードを用いて行うものとする。ただし、特別の用途に用いる場合であって、企画部デジタル改革課長（以下「デジタル改革課長」という。）の承認を得たものについては、他の機関が発行する電子署名カードを用いて電子署名を行うことができる。

- 2 電子署名カードを用いない電子署名（以下「非カード型電子署名」という。）は、立会人型電子契約サービスを用いて行うものとする。

（電子署名カードの電子証明書の記録事項）

第4条 電子署名カードに格納される電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 当該電子証明書の発行番号
- (2) 当該電子証明書を発行した機関の名称
- (3) 当該電子証明書の発行日及び有効期間の満了日
- (4) 当該電子証明書に係る職名
- (5) 署名検証符号
- (6) その他必要な事項

- 2 電子署名カードに格納される電子証明書には、証明書を発行する機関の電子署名を行うものとする。

（電子署名カードの種類）

第5条 電子署名カードを発行する職名及び電子署名カードの保管者（以下「保管者」という。）は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項に規定する職名以外の電子署名を行おうとする者は、デジタル改革課長の承認を受けなければならない。

（特殊又は専用の電子署名カード）

第6条 本庁の局、課若しくは室又は地方機関は、特殊の用途に使用するため、特に必要がある場合においては特殊の電子署名カード（以下「特殊電子署名カード」という。）を、地方機関は、知事の職務を専決処理する場合においては専決処理専用の知事の電子署名カード（以下「専用電子署名カード」という。）を、デジタル改革課長の承認を受けて置くことができる。

- 2 特殊電子署名カード又は専用電子署名カードの保管は、デジタル改革課長の承認を受けた当該本庁の局長、課長若しくは室長、地方機関の長（県民局又は県民センター（以下「県民局等」という。）にあっては、県民局長又は県民センター長（以下「県民局長等」という。）の指定する職員）又は知事の指定する職員が行うものとする。

（電子署名カードの作成、更新、廃止の手続）

第7条 保管者は、知事の電子署名カードを新たに作成又は更新しようとするとき、又は特殊電子署名カード（知事の電子署名カードを除く。）を新たに作成しようとするときは、様式第1号の申請書をデジタル改革課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する場合を除き、電子署名カードを新たに作成又は更新しようとするときは、様式第2号により、デジタル改革課長に届け出るものとする。

3 保管者は、電子署名カードを廃止しようとする場合には、様式第2号によりデジタル改革課長に届け出るものとする。

（電子署名カード取扱主任）

第8条 保管者は、必要があると認めるときは、電子署名カード取扱主任を定め、カード型電子署名の実施、電子署名カードの保管その他関係事務を処理させることができる。

（電子署名カードの保管等）

第9条 電子署名カードは、保管場所以外に持ち出してはならない。

2 保管者及び電子署名カード取扱主任は、電子署名カードを使用しないときは、当該電子署名カードを堅固な容器に納めて、これを一定の場所に保管しなければならない。

3 デジタル改革課長、保管者及び電子署名カード取扱主任は、電子署名カード及び暗証番号を厳重に管理し、盗難、漏えい等により他人に使用されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

（カード型電子署名の実施）

第10条 カード型電子署名は、公文書以外に実施してはならない。

2 保管者又は電子署名カード取扱主任は、公文書に電子署名を実施するときは、電子署名を実施する公文書が決裁済みの当該起案文書と相違ないことを確認した上で実施しなければならない。

（職務代行の場合の電子署名）

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定により副知事又は職員が知事の職務を代理する場合を除き、職員に事故等があるため、他の職員が職務代理、事務取扱等を命ぜられ、その職務を代行する場合には、その職務を代行される者のカード型電子署名を実施し、職務代理者、事務取扱者等の電子署名カードは、新たに作成しないものとする。

（非カード型電子署名が行われる職名等の種類）

第12条 非カード型電子署名が行われる職名及び非カード型電子署名が行われる前に確認同意を行う者（以下「確認同意者」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する職名以外で非カード型電子署名の確認同意を行おうとする者は、デジタル改革課長の承認を受けなければならない。

(確認同意補助者)

第13条 確認同意者は、必要があると認めるときは、確認同意補助者を定め、非カード型電子署名を行う前の確認同意その他関係事務を処理させることができる。

(立会人型電子契約サービスのアカウント情報及びパスワードの管理等)

第14条 デジタル改革課長、確認同意者及び確認同意補助者は、立会人型電子契約サービスのアカウント情報及びパスワード（以下「アカウント情報等」という。）を厳重に管理し、なりすまし、漏えい等により他人に使用されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(確認同意)

第15条 確認同意者又は確認同意補助者（以下「確認同意者等」という。）は、立会人型電子契約サービス上に送信された電磁的記録と決裁済みの当該起案文書とを照合し、確認同意を行わなければならない。

2 確認同意者等は、県及び契約の相手方の非カード型電子署名が実施され、当該契約が確定したときは、速やかに確認するものとする。

(電子署名に係る事故報告、電子署名カード等の失効)

第16条 保管者及び確認同意者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、様式第3号により、直ちにデジタル改革課長に届け出るものとする。

- (1) 暗証番号の亡失により電子署名カードが使用できなくなった場合
- (2) 電子署名カードが物理的又は電磁氣的破損により使用できなくなった場合
- (3) 電子署名カードについて盗難、紛失その他の事故があった場合
- (4) その他、不正な電子署名が実施され、又は不正に実施され得る状態になった場合

2 デジタル改革課長は、前項の届出を受理した場合には、速やかに当該電子署名カード又は立会人型電子契約サービスのアカウント情報等の失効その他必要な措置を取らなければならない。

(電子署名カード台帳)

第17条 デジタル改革課長は、様式第4号により、電子署名カード台帳を作成し、所要事項を記載し、常に整理しておかなければならない。

2 電子署名カード台帳は、関係人の請求があるときは、閲覧に供することができる。

(その他)

第18条 保管者及び確認同意者は、電子署名の取扱いに関して、この規程の定めるところにより難しいときは、デジタル改革課長の承認を受けて別に定めることができる。

2 前項に規定するもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、デジタル改革課長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

種 類	保 管 者
知事署名	デジタル改革課長
知事職務代理者署名	デジタル改革課長
副知事署名	デジタル改革課長
防災監署名	危機管理部総務課長
会計管理者署名	出納局会計課長
出納局長署名	出納局会計課長
理事署名	理事の指定する課長又は室長
部長署名	部の行政に係る公文書を所掌する課の長 (本庁に置く部長にあつては、当該部長の指定する課長)
局長署名	各局長
公館長署名	公館長
出納局工事検査室長署名	出納局工事検査室長
課長署名	各課長（知事の指定する組織に置く課長にあつては、当該組織の長の指定する課長。以下同じ。）
室長署名	各室長
地方機関の長署名	地方機関の長（県民局等にあつては、県民局長等の指定する職員）
地方機関の内部組織の長署名	地方機関の内部組織の長（県民局等の内部組織にあつては、県民局長等の指定する職員）

別表第2（第12条関係）

種 類	確認同意者
出納局工事検査室長署名	出納局工事検査室長
課長署名	各課長
室長署名	各室長
地方機関の長署名	地方機関の長（県民局等にあつては、県民局長等の指定する職員）
地方機関の内部組織の長署名	地方機関の内部組織の長（県民局等にあつては、県民局長等の指定する職員）

様式第1号（第7条関係）

第 年 月 日 号	
デジタル改革課長 様	
職 氏名	
電子署名カード作成（更新）承認申請書	
次のとおり電子署名カードを作成（更新）したいので、承認願います。	
電子署名カードの名称	
用 途	
使用開始年月日	年 月 日
更新又は廃止の場合、 現在使用中の電子署名 カードの廃止予定日及 び理由	年 月 日 有効期間満了 ・ 組織変更 ・ 破損等 その他（ ）
備 考	

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日 号 日	
デジタル改革課長 様 職 氏名 電子署名カード作成・更新・廃止届 次のとおり電子署名カードを作成・更新・廃止しますので、届け出ます。	
電子署名カードの名称	
用 途	
使用開始年月日	年 月 日
更新又は廃止の場合、 現在使用中の電子署名 カードの廃止予定日及 び理由	年 月 日 有効期間満了 ・ 組織変更 ・ 破損等 その他（ ）
備 考	

様式第3号（第16条関係）

第 号 年 月 日	
デジタル改革課長 様 職 氏名	
電子署名カード・立会人型電子契約サービスのアカウント情報等事故届	
次のとおり電子署名カード・立会人型電子契約サービスのアカウント情報等に事故があったので、届け出ます。	
電子署名カード・立会人型電子契約サービスのアカウント情報等の名称	
事故発生年月日	
事故の内容	
事故処理のてんまつ	
その他必要事項	
事故発生場所	

電子署名カード台帳

No.

保管課（事務所）	登 録 項 目		
	電子署名カードの名称		
	シリアル番号		
	用途		
	電子署名カードの区分	一般 ・ 特殊 ・ 専用	
	有効期限	開始	年 月 日
		終了	年 月 日
	廃止・失効年月日	年 月 日	
	廃止理由	有効期間満了・組織変更・破損等・その他	
摘 要			
	電子署名カードの名称		
	シリアル番号		
	用途		
	電子署名カードの区分	一般 ・ 特殊 ・ 専用	
	有効期限	開始	年 月 日
		終了	年 月 日
	廃止・失効年月日	年 月 日	
	廃止理由	有効期間満了・組織変更・破損等・その他	
摘 要			
	電子署名カードの名称		
	シリアル番号		
	用途		
	電子署名カードの区分	一般 ・ 特殊 ・ 専用	
	有効期限	開始	年 月 日
		終了	年 月 日
	廃止・失効年月日	年 月 日	
	廃止理由	有効期間満了・組織変更・破損等・その他	
摘 要			